

大学院教育の在り方についての論点

「高度専門職業人養成の充実」

1. 「高度専門職業人養成の充実」について

【専門職大学院における高度専門職業人養成について】

(専門職大学院の経緯・提言)

- 専門職大学院は、科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成への高まりに対応するため、「高度で専門的な職業能力を有する人材の養成」に特化した実践的な教育を行う課程として平成15年度に創設された。
- これは、各職業分野の特性に応じ、従来の学問分野を越えて理論と実務の架橋を図る柔軟かつ実践的な教育を展開していくため、制度面での位置づけの明確化も含め、従前の専門職大学院制度をさらに改善・発展させていく必要があるとの要請の高まりを踏まえたものであり、新しい形態の大学院として構想されたものである。
- 制度創設以降、中央教育審議会において、専門職大学院に係る提言等については、概ね以下のように整理できる。

「我が国の高等教育の将来像 答申」(平成17年1月28日中央教育審議会)

- 専門職学位課程は、幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度専門職業人の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する課程として、明確な役割を担うことが適当である。
- 高度専門職業人の養成に必要な教育としては、例えば、
 - ・「理論と実務の架橋」を目指すための、産業・経済社会等の各分野で世界の最前線に立つ実務家教員を含めてバランスの取れた教員構成の下での国際的な水準の高度で実践的・継続的な教育
 - ・単位認定を前提とした長期間のインターンシップにより、学問と実践を組み合わせさせた教育
 - ・特定の職業的専門領域における職業的倫理を涵養する教育
 - ・高度専門職業人として求められる表現能力や交渉能力を磨く教育

「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－答申」（平成 17 年 9 月 5 日中央教育審議会）

- 専門職学位課程は、各種の精巧な職業技術の習得等を主目的とする趣旨のものではなく、あくまでも「理論と実務の架橋」を図ることにより、国際競争場裏において産業界・実業界等で求められる専門職（プロフェッション）そのものの確立を支え、プロフェッショナル集団を強固に形成する上で重要な役割を果たすことが期待されて発足した仕組みであって、役割を果たすことについて十分な見通しを得られる人材養成の分野においてのみその発展が期待されるものである。

（専門職大学院の現状）

- ・ 専門職大学院は、平成 22 年度に 130 大学 184 専攻設置されたのをピークとして減少傾向であり、平成 30 年度現在、119 大学に 169 専攻が設置されている。ただし、減少分の大半は法科大学院（平成 22 年度 74 専攻→平成 30 年度 39 専攻）であり、教職大学院が増加（平成 22 年度 25 専攻→平成 30 年度 54 専攻）している。（図 1・2）
- ・ 入学者数については、平成 23 年度の 8,274 人に比較すると平成 30 年度では 7,158 人と減少している。ただし、この差の 1,116 人減に対し法科大学院での減少が 1,999 人に達しており、逆にこの間、ビジネス・MOT 分野では 671 人増、教職大学院で 603 人増と、分野によって増減の状況に差が生じている。（図 3）
- ・ 社会人学生の状況については、専門職大学院の在学者の約 5 割は社会人であり、平成 23 年度は 8,316 人、平成 30 年度は 8,637 人でほぼ横ばいである。ただし、社会人比率の低い法科大学院での学生数が減少し、社会人比率の高いビジネス・MOT 領域等で学生数が増加していることから、専門職大学院全体の社会人比率は上昇傾向にある。（図 3）

（専門職大学院の改善方策）

- また、こうした提言等を踏まえ、平成 28 年 8 月に中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ（以下「専門職大学院WG」という。）において、専門職大学院は大学院教育の実質化や社会人教育を牽引する役割を担うとともに、専門職大学院制度の普及定着も一定程度図られてきたが、専門職学位の付加価値が社会（「出口」と共有されていないなど、社会（「出口」との連携が十分に図られておらず、当初期待されていたような専門職大学院数・学生数の広がりには至っていないという課題認識のもと、その改善策が提言されている。

<課題を踏まえた今後の方向性>

- ・ 高度専門職業人養成機能の一層の充実・強化
- ・ 社会（「出口」との連携強化

- ・多様なニーズへ対応するための学士課程・修士課程等との連携強化
- ・分野ごとのきめ細かい対応

<具体的改善方策>

- (1) 関係業界の関係者など養成人材像と関連が深い者等からなるアドバイザーボードの設置
- (2) 教育課程等
 - ・ステークホルダー等の参画を得た上でのコアカリキュラムの策定促進
 - ・社会人に対する柔軟で多様な教育機会の提供、ICTの活用、博士レベルの専門職学位の検討 等
- (3) 教員組織
 - ・他の課程との連携を強化し、新たな取組や自らの強みや特徴を伸ばすための取組を促進するため、専門職大学院の必置教員が他の課程の専任教員を兼務することを一定程度認めることを検討（新設の場合の時限付措置、積極的な効果が認められ、かつ、支障がない場合の恒常的措置）
 - ・みなし専任教員の担当科目数の緩和など、適切な実務家教員の確保の促進 等
- (4) 認証評価
 - ・認証評価機関は、修了生の就職先、学生等から意見を聴き、評価に反映させることが必要。
 - ・機関別評価と分野別評価の効率化（機関別評価での分野別評価の結果の活用、専門職大学院のみを設置している大学の場合は、機関別と分野別の評価を一本化の検討）
 - ・国際認証を得た場合、国内の認証評価受審に伴う負担の軽減の検討
- (5) 情報公開の促進
 - ・具体的にどのような人材の養成を目指しているのか、ステークホルダーとどのような連携を図って教育内容を充実するのか等、社会（「出口」）との連携方策の策定・公表
 - ・修了生の活躍状況等についての情報公開の促進

等

- 提言された改善策のうち、社会との連携方策、学士課程・修士課程等との連携強化、既存の修士課程等から専門職学位課程への移行を促す方策及び適切な実務家教員の確保の促進に関しては、平成29年度に学校教育法を改正するなど対応を図ったところである。

<教育課程連携協議会の設置>

専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て教育課程の編成等を行う規定を設けることとし、産業界等との連携により、教育課程を編成、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設ける。（学校教育法第99条、専門職大学院設置基準第6条・6条の2：平成31年度施行）

＜専門職学位課程の専任教員による他の課程との兼務（ダブルカウント）＞

専門職大学院の専任教員は、教育上支障を生じない場合には、学部の専任教員又は修士課程若しくは博士課程を担当する教員が兼務することを可能とする旨を定める。（修士課程及び博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程に限る。以下「博士前期課程」という。）の教員については、専門職大学院を新設してから5年を経過するまでの間に限る。）（専門職大学院設置基準第5条、専門職大学院に関し必要な事項について定める件第1条：平成30年度施行）

＜みなし専任教員の要件緩和＞

みなし専任教員の授業科目の担当単位数である「6単位」を「4単位」とする。（専門職大学院に関し必要な事項について定める件第2条：平成30年度施行）

- 一方で、認証評価制度の在り方や情報公開の促進等については、積み残された課題となっており、今後、検討を進めて行くことが必要である。また、高度専門職業人養成機能を強化する観点から修士課程との在り方の整理を含めた大学院全体としての見直しの方策の一つである、高度専門職業人養成を主たる目的とする既存の修士課程等から専門職学位課程への転換促進のための移行措置については、一定期間後にその効果を検証し、その状況を踏まえて再度検討が必要と考えられる。
- このような状況のもと、専門職大学院の具体的な振興方針を議論するため、多くの分野と関連が深い経営系分野において、本年1月から有識者会議における議論を開始し、産業界ニーズをもとに具体的な改革を進めるための方策を年度内に取りまとめることとしている。

＜第7回経営系大学院機能強化検討協力者会議配布資料より、今後の方向性の概要＞

- ・ 大学の論理ではなく、企業のニーズオリエンテッドで人材養成に取り組むことが必要。そのためには、個別のビジネススクールの機能強化ではなく、世界と伍して活躍できる経営人材を養成するための新たなフォーマット構築を推進すべき。
- ・ 新たな枠組みを形成するためには、大学間の連携だけでなく、複数大学と複数企業の連携、場合によってはリソースを海外から求めることで、国内資源の不足を補うことも必要。
- ・ 具体的には、各大学の限られたリソースを結集し、意欲と志のある大学人・企業人が協働する枠組みを形成し、企業のニーズオリエンテッドの教育プログラムを構築。その成果を各ビジネススクールがキャッチアップしていくことで、国内のビジネススクール全体の教育の質の向上も期待。
- ・ 優れた教育プログラムの提供を継続するためには、その内容が陳腐化しないように、ビジネススクールの教員は、企業から常に課題をインキュベートし、その解決

に資する最新の研究を推進することも重要なミッション。

- ・ 新たな枠組みが自律的に発展していくためには、その活動自体がビジネスとして成立することが必須。
- ・ このようにして産学を越えて我が国の「知」の結集を推進することで、世界の知的市場における重力場の形成を目指すべき。
- ・ これまで議論してきた基本認識のもと、具体的な指針を検討するため、大学及び企業関係者による実務者レベルで検討するための場を設ける。

○ なお、法科大学院改革については、大学分科会に直接置かれている法科大学院等特別委員会において本年3月にこれまでの議論を踏まえ基本的な方向性の取りまとめを行っており、現在、制度の詳細等について検討が進められている。

○ また、教職大学院については、昨年8月に国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議において、教員養成・研修機能の強化に向けた報告書が取りまとめられた。本報告書に示された、現在の教職大学院をめぐる課題やそれらの課題に対する対応策に基づき、本年3月には教職大学院に係る要件等の今後の取扱いについて各大学へ通知を行うとともに、教員養成系修士課程については原則教職大学院へ移行させるなどの対応を行っているところである。

<国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書 抜粋>

【中長期的な方針】

○修士課程からの移行

- ・ 国立の教員養成系修士課程においては、取得する資格の要件等との関係で、教育臨床心理専攻や留学生の受け入れ、社会的要請を踏まえて大学として修士課程に置くことが真に必要なことが立証できる専攻等であって学校教育や社会教育の向上に資するもの等は修士課程に残すことが考えられるが、教員養成に関わる専攻は、教員及び教育内容の質を確実に担保した上で、中央教育審議会答申等に基づき、教職大学院に移行することを原則とすべきである。

○新たな役割

- ・ 国立の教職大学院は、教職大学院の全都道府県での設置がほぼ達成されたことを受けて、学校教育全体の知の拠点となるよう、「教員の養成のみならず現職教員の教育・研修機能も強化しつつ、教職生活全体を通じた職能成長を支援する役割」「管理職養成コースや教科領域を学ぶコースの設定など社会の要請に柔軟に対応した多様な学習の場を提供する役割」などが期待される。

○Ed. D. の検討

- ・ 米国や英国の教員養成においては、研究的学位である Ph. D. に対して、実践性を重視した学位として Ed. D. が位置付けられている。教職大学院制度の定着と今後の更

なる充実が期待される中、関係者からは、教職大学院で得られる学位「教職修士（専門職）」の上に置く、実践性を重視した博士の専門学位が必要との声や、Ph. D. を持つ者が臨床的な研究を行って更に Ed. D. を取得し、二つの博士学位を持つ者が大学での教員養成を担うことが教員養成の質的向上をもたらすとの声がある。

【社会人に配慮した教育について】

- ・ 修士課程では学生の社会人割合が約 1 割にとどまるところ、専門職大学院の社会人割合は全体では約 5 割、特にビジネス・MOT 分野では約 9 割になる。(図 5) このため、社会で活躍する職業人が高度な専門性、最新の知識・技術を身に付けるための継続的な学習機会を提供しており、既に社会人に配慮した入学者選抜の実施、夜間開講、サテライトキャンパスの設置などの取組が進められている。しかし、ICT（情報通信技術）等の多様なメディアを活用した授業について、専門職大学院における実施率は約 13%にとどまっている。(図 6)
- ・ 「社会人の学び直し」が推奨されている中で、社会人教育未経験者が学び直しを行うための必要条件として、「インターネットなどによる授業ができるシステムの整備」が上位となっている。(図 7) また、人生 100 年時代においては、高等教育機関には多様な年齢層の多様なニーズを持った学生に教育できる体制が必要となっており、重要性が増しているリカレント教育においても、受講しやすい環境の整備が課題の一つとなっている。
- ・ また、「社会人の学び直し」に関しては、国内において、大学だけではなく、当該専門分野の学協会や業界・職業団体においてもリカレント教育に取り組んでいるが、関係者間の連携・協力が必ずしも十分ではなく、役割分担が明確でないことが指摘されている。

【専門職学位課程と博士課程（後期）の接続について】

- ・ 一部の専門職大学院においては、教員の研究活動の充実による教育資源の蓄積や、専門職大学院における教員の後継者養成などを目的として、同一研究科などに専門職学位課程と博士課程（後期）を置いた組織体制を整えている。
- ・ また、専門職大学院修了後、研究者になることを目的とする者以外にも、自らのスキルを磨くため、博士課程（後期）に進学を希望する学生が一定数存在し、そのような進学希望者に対して、修士論文相当のレポート作成や課題研究等の指導を行っている。なお、文部科学省の調査によると、修士論文や研究指導を実施している専門職大学院（法科大学院を除く。）の割合は約 4 割となっている。

- ・ 専門職大学院修了者の進路状況について、大学院等への進学は約1%となっている。
(図8)

- ・ 文部科学省の調査によると、博士レベルの専門職学位課程の必要性について、法科大学院を除く専門職学位課程のうち、約5割が必要と考えており、理由としては、当該領域の実務家教員養成のためや、専門職大学院卒業後、実務経験を経てより高いレベルの教育研究が求められていることなどがあげられている。

【教員組織について】

- ・ 専門職大学院全体の専任教員数は、平成29年度は約3,356人であり、うち実務家教員が約43%を占め、学内の他の学部又は大学院の専任教員の数に参入する教員(ダブルカウント)は約21%、法科大学院以外の実務家教員の博士の学位保有者割合は約21%となっている。(図9)
- ・ 研究者教員と実務家教員の割合を分野別で見ると、ビジネス・MOT分野では実務家教員の割合が約60%と多く、法科大学院においては約31%であり、分野において違いが見られる。(図9)

【認証評価について】

- ・ 「大学院における高度専門職業人養成について 答申」(平成14年8月5日中央教育審議会)においては、専門職大学院の第三者評価制度について、「外部の客観性のある評価を受け、その質の維持向上を図っていくことが重要であり、専門大学院における外部評価制度を更に一步進め、専攻分野ごとに大学関係者やその職業分野に従事する者などが関係する認証評価機関による継続的な第三者評価を受けるものとする」とされている。
- ・ そのため、専門職大学院は、その教育の質を保証するため、5年以内ごとに認証評価機関による分野別認証評価を受けることが学校教育法等により義務付けられており、多くの分野において認証評価機関が設立され、当該機関による認証評価が実施されている。なお、平成29年度に認証評価を受けた専門職大学院は30校である。(図10)

【社会(「出口」)に関する情報公開について】

- ・ 専門職大学院修了者の状況については、就職率は約6割にとどまるが、修了者の約28%は法科大学院修了者であり、法科大学院修了者を除くと約8割が就職している。(有職者が仕事に戻るケースを含む)(図8)

- ・ 学校教育法施行規則第 172 条の 2 において、大学は修了後の進学者数や就職者数等についての情報を公表することが規定されているが、専門職大学院において、在職しながら通っていた修了者が所属先に戻った後の状況や、転職などによりキャリアアップを図ったのかというような、自ら養成した人材が企業等でどのような評価を受けているのかまでは十分に公表されていない。
- ・ 専門職大学院は、厚生労働省の専門実践教育訓練給付金に係る指定講座の対象となっているが、講座指定基準について議論をしている労働政策審議会人材開発分科会においては、他の指定講座と異なり専門職大学院は在職者が多いことで就職率ではその教育効果を図ることができず、専門実践教育訓練効果を評価するためのエビデンスが十分でないことから、在職者の受講効果の把握及び多面的な分析がさらに必要であるという意見があり、今後、修了者の一定期間内でのキャリアアップ成果や在籍・採用企業側の評価等、訓練効果に関わるより具体的情報公開の促進が求められている。(図 11・12)
- ・ また、現在、中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループ（以下「制度・教育改革WG」という。）において、今後、各大学の教学面での改善・改革に係る取組を促すため、教学マネジメントに係る指針を国が大学へ示すことが検討されており、その内容が議論されている。その中で、当該指針に、学生の卒業後の状況や卒業生に対する評価の把握・活用を位置付けることが検討されており、指針に基づいた各大学の取組が定着した暁には、指針で示す事項について、大学の認証評価や設置審査等の業務に携わる者が参照し留意することが期待されている。

2. 論点

- 専門職大学院の課程は、高度専門職業人養成を目的とするため、とりわけ社会（「出口」）とのつながりを意識した教育が求められる。また、分野が多岐にわたる中で、学修者が自らの将来を描きやすくするため、養成する人材像をより明確に提示していくことが必要である。したがって、各専門職大学院は、社会や学修者に対して自らの強みや特色をよりわかりやすく示していく観点から、「学位授与の方針」から順次「教育課程編成の方針」、「入学者受入れの方針」（三つの方針）を明確に設定し、その上で、課程の最終目標である学位の授与から逆算して、以降に記載する教育課程や教員組織等の構築・見直しに取り組むべきである。

【教育課程等について】

（コアカリキュラムの策定等について）

- 平成 28 年 8 月に示された専門職大学院WGの具体的改善方策において、コアカリキュラムについては、「教育の質保証と教育内容を可視化する観点から、コアカリキュラムを、各分野において、ステークホルダーや認証評価機関、学会等の参画を得た上で策定し、必要に応じて更新することが必要とである」とともに「コアカリキュラムが策定された場合は、その導入状況を、認証評価において確認（各専門職大学院の判断で導入しない場合は、合理的な理由の有無を確認）することを促すことが必要である」と提言されている。
- 当該提言を踏まえ、国は、各分野におけるコアカリキュラムの策定状況や教育課程への反映状況の統一的な把握を進めるとともに、認証評価団体における評価基準への反映状況を確認し、各分野の学協会等において高度専門職業人を目指す学生や社会人、さらにはステークホルダーへの積極的な情報発信を進めるべきではないか。また、大学は、評価団体や職能団体、さらにはステークホルダーと協働し、常に当該分野の高度専門職業人として修得すべき最低限の資質能力を見直し、教育課程を改善するべきではないか。

（社会人に配慮した教育について）

- 現在、制度・教育改革WGにて議論がなされているリカレント教育の推進においては、受講者や地域のニーズを的確にとらえ続け、リカレントプログラムを継続的に実施することができる体制づくりや、受講者が学びを深め続けられる仕組み作りが重要とされ、学位課程のみならず、それにつながるような履修証明プログラムや短期プログラムの必要性が示されている。
- そのため、国は、専門職大学院のこれまでににおける教育実績や教育体制を活用し、例えば、学位取得前の導入として自らが必要とする知識・技術等とのマッチングを図るための基礎的な短期プログラム等や、資格や学位取得後に働きながら必要な知識・技術等を更新・追加できるような応用部分の短期プログラム等の実施を促進してはどうか。

- その際、特定の資格や職業と直結する分野においては、大学が関係する職能団体と連携し、提供する正規の課程や短期プログラム、職能団体が実施する訓練教育それぞれの役割について十分に協議し、効率的・効果的な人材養成のプロセスを確立すべきではないか。
- これらについては、各大学においても制度改正により平成 31 年度より設置が義務化された教育課程連携協議会のメンバーに、関連する専門分野や資格の学協会や業界・職業団体の関係者を入れることで、連携したりカレント教育プログラムの実施を推進すべきではないか。
- また、急速な情報化が進展する中で、ICT は時間的・空間的制約などを解消し、多様な学習機会を提供する手段であり、「今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ」（平成 30 年 6 月 28 日中央教育審議会大学分科会将来構想部会）によると、以下のように述べられている。

1. 社会の変化に対応できる人材とその成長の場となる高等教育

- （略）世界や日本社会全体の構造が大きく変化する中で、AI 時代、グローバル時代に生きていく学修者に対し、学修者を主体とし、「個々人の強みを最大限に生かすことを可能とする教育」を行っていくことが必要である。その際には、Society5.0 の進展に合わせて、オンラインを最大限に活用した教育への転換も求められる。

- 特に専門職大学院では、在学生の約 5 割を超える社会人が在籍しており、一般の学生に比べて時間的・空間的制約があることから、大学は ICT 等の多様なメディアを高度かつ効果的に活用して学位取得ができるような取組を積極的に進めていくべきではないか。例えば、教育効果にも留意しつつ、オンライン講義・教材とオンキャンパスによる実践的な教育を組み合わせたブレンディッド・ラーニングの実施について検討すべきではないか。
- なお、学位課程・履修証明プログラム・短期プログラムの実施においては、各プログラムの成果・課題をそれぞれにフィードバックし、プログラムのつながりを構築していくことが重要とされている。

（博士レベルの専門職学位課程について）

- 現在、専門職学位課程は修士レベルのみの学位とされているが、「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」（平成 28 年 8 月 10 日専門職大学院WG）では、以下のように述べられている。

- 社会のニーズが存在することを前提として、国際的な通用性に留意しつつ、高度専門職業人養成を主目的とした博士レベルの専門職学位の検討を行うことが必要である。

- また、「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」（平成 29 年 8 月 29 日国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議）においても、以下のように述べられている。

教員需要の減少期における教員養成・研修機能強化に向けて（抜粋）

- 国は、現行の「博士（教育学）」とは別の学位である Ed. D. について、「博士（教育学）」の学位との相違、現在の学位規則上規定されていない新たな学位を設けることの必要性、学ぶ側や学校現場及び教員養成大学・学部にとってのニーズ等について精査を行い、その上で将来的な方向性について検討すべきである。

- なお、第 86 回大学院部会（平成 30 年 7 月 3 日）では、以下の論点が示された。

- 博士後期課程における「高度専門職業人」の養成については、専門職大学院制度の発足から十数年以上が経過する中で、それらの成果も活用しつつ、新たな課程の創設（課程の目的、学位の在り方、修了までに必要な単位数、実務家教員を含む教員組織の在り方等）に関して、将来的に検討が必要と考えられるのではないか。

- こうした指摘に対応するため、国内の大学において既に博士課程でそうした DBA や Ed. D. といった博士学位に相当する学位の授与に取り組んでいる大学の取組の蓄積等も踏まえ、制度的な隘路を整理し、新たな学位制度としての必要性を検討すべきではないか。

（その他）

- 専門職学位課程では、論文の作成が必須とはされていないことから、専門職学位課程から既存の博士後期課程へ進学を希望する学生が論文作成に関する知識・能力を身に付けるために、論文作成に関する学修プログラム等の策定を推進してはどうか。

【教員組織について】

（実務家教員について）

- 専門職大学院では、高度専門職業人養成に特化した実践的な教育を行うことが求められており、AI、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられつつある社会に対応するために、引き続き社会が求める高度専門職業人を輩出できるよう教育課程を見直し、専任教員の 3 割以上配置することとされている実務家教員の採用、FD 等に意を用いる必要がある。
- 実務家教員は、最新の専門的知見を教育に取り入れるために有効ではあるが、専任教員として採用後に高度の実務能力をチェックする仕組みがないことから、長期間大学に勤

務し続けると、現場における最新の情報や最先端の技術等をうまく教育に取り込めず、現在の社会（「出口」）ニーズを反映した教育ができない恐れがあると指摘されている。そのため、クロスアポイントメント制度の活用を促進することや、実務家教員として採用後、一定期間経過した時点で、実務家教員が現場における最新の情報や最先端の技術等を踏まえて教育できているかどうかを、大学の判断により関係団体が参画する教育課程連携協議会等を活用して確認することとしてはどうか。

- これまで教育実績を積んできた研究者教員と実務家として新たに教員となる者では、実際に学生に対して教育を行うための準備に必要な時間・内容が異なると思われることから、新たに実務家教員として採用する場合は、実際に教育を実施する前に通常の新規採用職員向けの FD だけではなく、各大学において実務家教員用の FD 又は一定期間の研修プログラムの開発・実施を促進してはどうか。
- また、海外のビジネススクールの教員組織に着目すると、Financial Times のビジネススクールランキングトップ 100 の多くの大学では教員の約 9 割は博士の学位を有しており、学術的な生産性も重視している。このことについて、我が国の専門職大学院についても大学院の一つの形態であり、その教育活動は、常に学術の水準を高め、研究に裏打ちされた高度の教育を展開していくことが求められており、最先端の研究成果に裏打ちされた理論と実践性の両面が求められることに留意し、テニユアを取得する実務家教員については、研究者教員と同様に、博士号取得を推進することが必要ではないか。これにより、採用されて一定期間経過した実務家教員は、研究者教員となることやアカデミア以外の活躍（実務への復帰）等、実務家教員の希望や適性に応じたキャリアパスを選択することを可能とし、人材養成の場と人材が活躍する場の循環が生じることで教員組織のバランスと質が保たれるようにするべきではないか。こうした人材流動のサイクルを生み出すためには、実務家教員から実務へ復帰した人材に対して大学で教育・研究をした経験や実績が復帰先において適切に評価されることが必要ではないか。

（教員組織のバランスについて）

- 昨年度の制度改正でみなし専任教員の担当科目数を緩和したことにより、みなし教員制度を活用し、最新の知識を有する実務家教員をより効果的に教育の現場に取り込まれることが見込まれる。
- しかし、専門職大学院の理念である「理論と実務の架橋」に基づいた教育を実施するには、研究に裏付けられた「理論」の部分も必要であることから、一定数の研究者教員が必要と考えられる。
- これについて、「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」（平成 28 年 8 月 10 日専門職大学院WG）では、以下のように述べられている。

(1) バランスの取れた教員組織

- 「理論と実務の架橋」を図るためには、各専門職大学院が掲げる人材養成上の目的と合致する、高度な実務上の知識や能力を有する実務家教員と高度な研究能力を有する研究者教員のバランスの取れた教員組織であることが必要であり、そのことを認証評価で確認することを検討すべきである。
- また、高度専門職業人を養成する観点から、実務家教員と研究者教員の連携によって、「理論と実務の架橋」を図るための教育が効果的に実施される体制が構築されているか、また、ファカルティ・ディベロップメントによって、教員間の連携を図るための取組が適切に実施されているかを認証評価において確認することが必要である。

- これらを踏まえ、研究者教員、実務家教員、みなし専任教員のバランスについて、設置基準を満たせばよいというわけではなく、各分野において、教育上適正な教員組織を構築すべきであることから、この点についても認証評価において確認することを検討すべきではないか。

【認証評価について】

- 今後の我が国の大学教育の国際通用性を向上させ、世界中から優秀な人材が集まる大学群を形成していくためには、積極的に特定の専門分野において、世界的に認知度の高い評価機関（以下、「国際的な評価機関」）からの認証を得て、その国際的なプレゼンスの向上を図っていくことが必要と考えられる。
- 専門職大学院を評価する第三者評価機関については、第三者評価制度に関する平成 14 年中央教育審議会答申において、「分野によっては海外の国際的な評価機関を活用することが有益な場合もある」ことから、「特定の分野においては海外の評価機関等の評価を認めるなど、適切な配慮方策が必要」と提言され、分野別評価については、文部科学大臣が認証した評価機関に代えて、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から評価を受けることも制度的には可能となっている。
- 制度創設時において、「適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体」としては、ある分野の評価機関として国際的に第 1 級と認められた機関等の基準を満たした団体が想定されていたところであるが、その要件が十分に整理されていないこともあり、現時点で「指定」されている団体はない。

学校教育法第 109 条第 3 項

専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあっては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織、その他教育研究活動の状況について認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合、その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

学校教育法施行規則第 167 条

学校教育法第 109 条第 3 項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置は、次の各号に掲げるいずれかの措置とする。

1 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体であって、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について評価を行うもののうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織、その他教育研究活動の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。

2 (略)

- また、「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」（平成 28 年 8 月 10 日専門職大学院WG）では、以下のように述べられている。

(4) 国際的な評価機関の評価の在り方

- 国際的な評価機関の認証を受けた場合、国内の認証評価との重複を避けるため、国内の認証評価基準との整合性を確保しつつ、国内の認証評価の受診に伴う負担の大幅な軽減を図る措置を検討すべきである。

- 国際的に分野別評価を実施している団体として、例えば、ビジネスの分野では、50 前後の国・地域の大学等を 100 校以上認証している評価団体¹があり、当該団体に加盟する大学や企業等とのネットワークに参加できることや同基準で認証されている大学間での実質的な国際連携が進むことなどが期待されることから、そのような団体からの認証をもって国内の評価機関の認証に替えることを希望する大学が、そうした海外の評価団体の評価

¹ ビジネススクールを認証する国際的な機関としては、米国に本部がある「the Association to Advance Collegiate Schools of Business (AACSB)」やベルギーに本部がある「the European Foundation for Management Development (EFMD)」がある。前者は 53 カ国・地域の 816 校を認証し、後者は大学等の組織・機関について 42 カ国の 176 校を認証している。(図 13)

実績や認証による効果等について、十分な説明ができる場合には、国際的な評価機関としての指定を行うことを検討してはどうか。指定をする際の判断基準としては、例えば、認証した大学が100校以上かつ認証された大学の所在する国・地域が特定の地域に偏ることなく10カ国以上あることとしてはどうか。

- また、研究者教員、実務家教員、みなし専任教員のバランスについて、設置基準を満たせばよいというわけではなく、各分野において、教育上適正な教員組織を構築すべきであることから、この点についても認証評価において確認することを検討すべきではないか。
(再掲)

【社会（「出口」）に関する情報公開の促進について】

- 情報公開の促進について、「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」（平成28年8月10日専門職大学院WG）では、以下のように述べられている。

(2) 修了生の活躍状況等についての情報公開の促進

- 専門職大学院は、修了生が、目標通りの人材として育てているかをフォローアップすることが必要であり、修了生の就職状況に加え、それ以降の活躍状況（企業・地方公共団体等での処遇の状況を含め目標に掲げた人材像に合致する活躍をしているか）についての情報公開を促進することが必要である。

- これについて、社会（「出口」）ニーズに応じて、高度専門職業人を養成するため、社会と連携し、カリキュラムを不断に見直していくことは当然のこととし、厚生労働省労働政策審議会人材開発分科会の指摘に対応する観点からも、その教育の成果を学生や社会に対し、的確に発信していくため、例えば、修了生に関する企業等の評価やキャリアアップなど入学前と修了後の処遇の変化を公表することが必要ではないか。

「高度専門職業人養成の充実」 関連データ

図1・専門職大学院を置く大学数及び専攻数

年度別専門職大学院数

※文部科学省調べ

H30.5.1現在

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
130校	128校	128校	124校	122校	114校	117校	122校	119校

分野別専門職大学院数（H30）

分野	国立		公立		私立		株立		専攻数 合計	大学数 合計
	専攻数	大学数	専攻数	大学数	専攻数	大学数	専攻数	大学数		
ビジネス・MOT	11	11	3	3	14	14	1	1	29	29
会計	2	2	1	1	8	8	1	1	12	12
公共政策	5	5	0	0	2	2	0	0	7	7
公衆衛生	3	3	0	0	2	2	0	0	5	5
臨床心理	2	2	0	0	4	4	0	0	6	6
法科大学院	16	16	2	2	21	21	0	0	39	39
教職大学院	47	47	0	0	7	7	0	0	54	54
その他	1	1	4	3	11	10	1	1	17	15
合計									169	119

※ 1の大学で複数の専攻を設置している場合があるため、各分野の大学数の合計は全大学数の合計とは一致しない。
 ※ 平成30年度より学生募集停止中の大学・専攻は除く。
 ※ 知的財産分野の1専攻はその他に計上している。

図2・分野別専攻数推移

(単位: 専攻数)



図3・専門職大学院の入学人数及び在学人数推移

専門職大学院への入学人数

※文部科学省調べ

H30.5.1現在

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
入学人数	8,214人	8,274人	7,720人	7,312人	6,707人	6,883人	6,999人	7,033人	7,158人
(内訳)									
ビジネス・MOT	1,929人	1,861人	1,995人	2,085人	2,119人	2,274人	2,397人	2,300人	2,532人
会計	841人	801人	645人	561人	441人	465人	485人	485人	521人
公共政策	373人	310人	308人	321人	275人	300人	263人	276人	234人
公衆衛生	82人	87人	89人	103人	99人	96人	101人	149人	131人
知的財産	143人	131人	118人	108人	82人	82人	63人	39人	31人
臨床心理	126人	124人	121人	128人	117人	106人	123人	115人	111人
法科大学院	4,122人	3,620人	3,150人	2,698人	2,272人	2,201人	1,857人	1,704人	1,621人
教職大学院	806人	767人	782人	803人	772人	874人	1,217人	1,343人	1,370人
その他	598人	573人	512人	505人	530人	485人	493人	622人	607人

在学人数の経年変化

出典：学校基本統計（学校基本調査報告書）

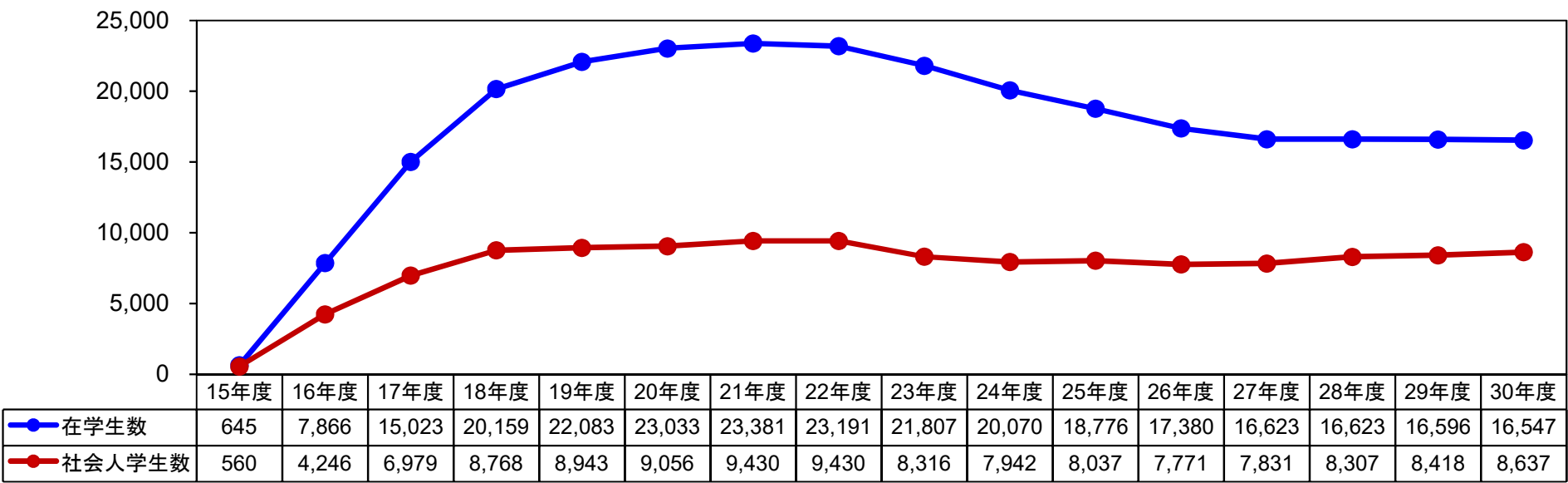


図4・分野別大学院生数

・大学院全体として、専門職学位課程に在籍する者は修士課程に在籍する者の約1割であり、高度専門職業人養成を十分に行えていないのが現状である。

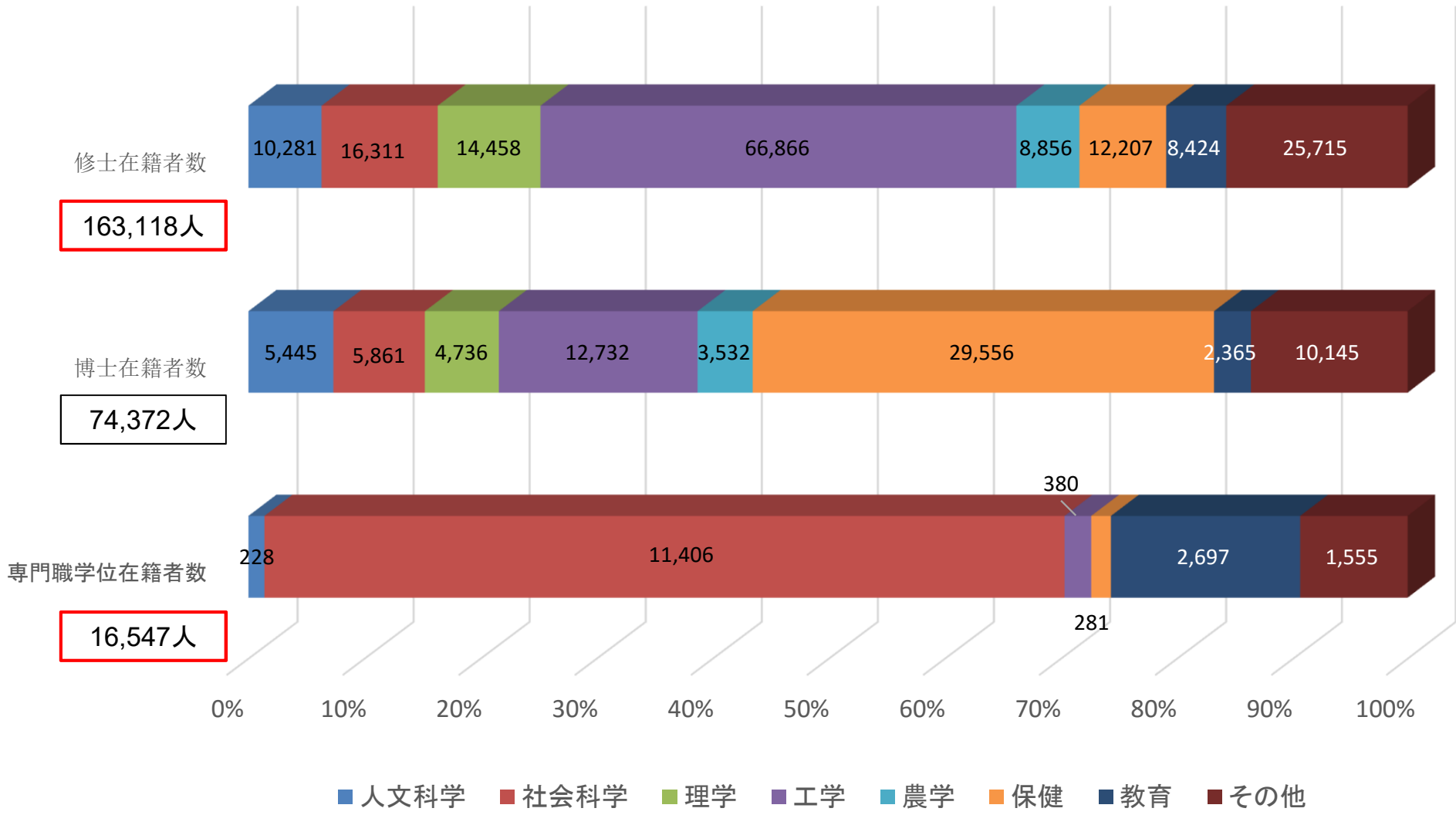


図5・専門職大学院への社会人の受入れ状況

- 専門職大学院在学者の約5割が社会人。
- 社会人比率の低い法科大学院での学生減少傾向が続くことから、専門職大学院全体では実数は横ばいだが社会人比率は上昇傾向にある。
- 専門職大学院では、社会人が高度な専門性や最新の知識・技術を身に付けるための学習機会の提供に継続的に取り組んでおり、社会人向け入学者選抜、夜間開講、サテライトキャンパスやICTの活用等の取組が進められている。

分野別の社会人比率（在学者数）

※文部科学省調べ H30年5月現在の状況
 ※法科大学院、修士課程の社会人比率は学校基本調査より

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ビジネス・MOT	81.1%	83.0%	85.3%	87.9%	88.4%	89.7%	89.2%	91.0%
会計	29.5%	31.0%	33.2%	38.3%	43.6%	42.2%	40.3%	39.6%
公共政策	38.4%	38.7%	37.4%	40.4%	37.5%	35.8%	38.1%	34.0%
公衆衛生	72.3%	63.9%	66.7%	75.8%	74.7%	84.5%	77.6%	64.7%
知的財産	36.4%	30.1%	31.9%	35.2%	43.1%	39.2%	28.1%	28.2%
臨床心理	25.0%	23.3%	20.4%	15.8%	18.2%	18.6%	16.6%	14.5%
法科大学院	23.1%	22.8%	21.6%	20.7%	19.6%	19.2%	20.2%	20.9%
教職大学院	46.0%	46.3%	45.0%	44.9%	45.4%	47.1%	47.5%	47.9%
その他	47.4%	37.5%	37.8%	40.5%	37.4%	43.3%	44.7%	43.2%
合計	40.1%	41.3%	43.7%	47.2%	49.0%	51.9%	53.0%	54.0%
(参考)修士課程	11.2%	11.4%	11.9%	12.0%	12.2%	12.3%	12.3%	12.1%

※ 「社会人」は、職に就いている者（経常的な収入を得る仕事に現に就いている者）、経常的な仕事を得る仕事から既に退職した者、主婦・主夫を指す。

図6・社会人学生への学習機会の提供

社会人学生が学修しやすくなるための配慮が重要であり、以下のような取組を実施している。

※文部科学省調べ 平成30年5月現在の状況

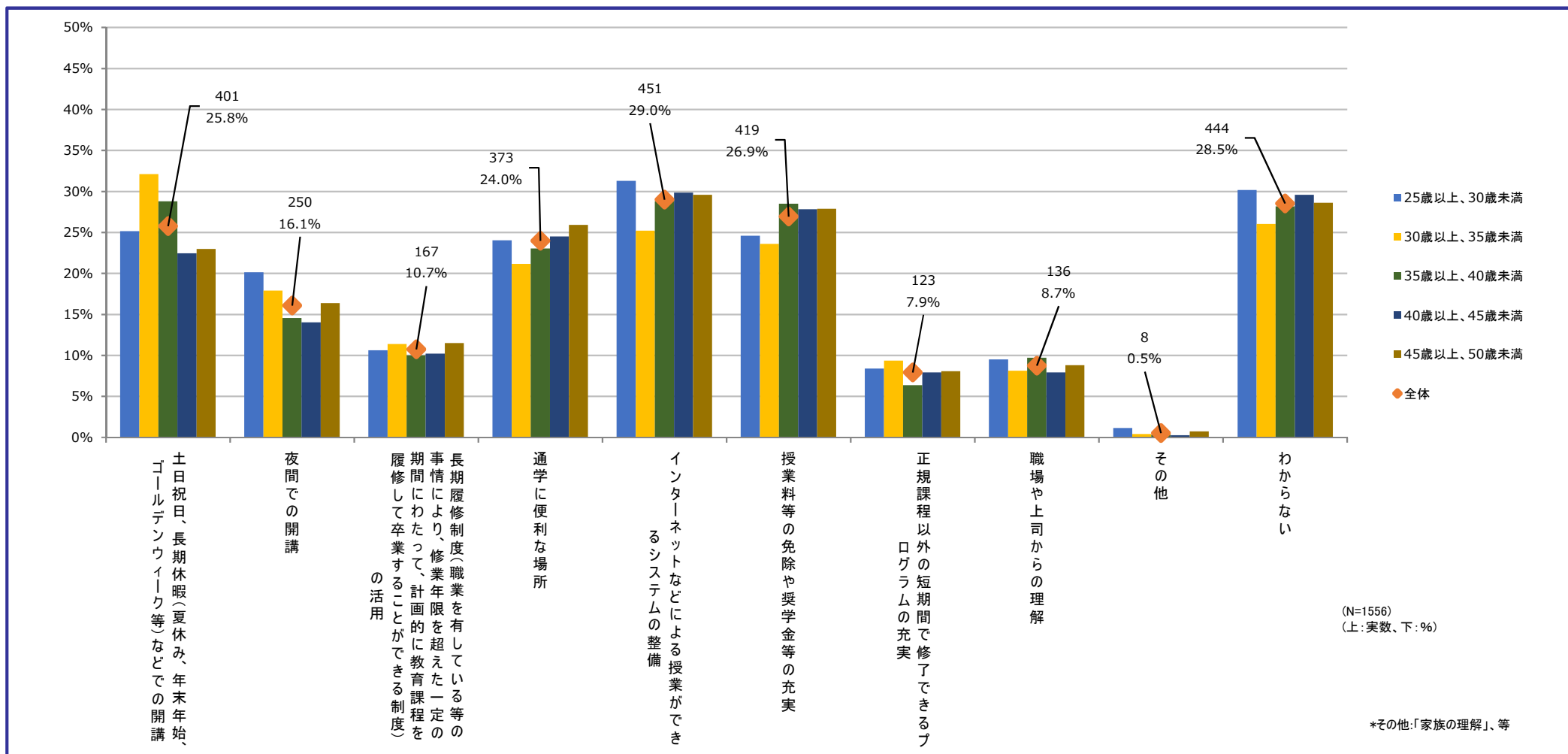
- ① **社会人に配慮した入学者選抜**
 社会人に対して一般とは別の選抜枠や受験科目を設けるなどの入学者選抜を実施
- ② **夜間開講**
 社会人が仕事の後や休日に通学できるよう、平日夜間や土曜日に授業を実施
 昼夜に関わらず自由に履修できる専門職大学院もある
- ③ **サテライトキャンパス**
 仕事の後に通いやすいよう、都心にサテライトキャンパスを開設
- ④ **短期コース**
 社会人を対象とする場合など教育上必要があると認められるときは、短期コースの設定が可能
- ⑤ **メディアを利用して行う授業の設定**
 社会人が教室以外でも履修できるよう、多様なメディアを高度に利用した授業を実施

	社会人に配慮した入学者選抜の実施	勤務時間に配慮した授業時間の設定	サテライト・遠隔授業システムの整備	短期コースの設定	メディアを利用して行う授業の設定
ビジネス・MOT(35)	80.0% (28)	85.7% (30)	45.7% (16)	31.4% (11)	28.6% (10)
会計(12)	66.7% (8)	75.0% (9)	25.0% (3)	41.7% (5)	16.7% (2)
公共政策(7)	85.7% (6)	28.6% (2)	14.3% (1)	71.4% (5)	0.0% (0)
法科大学院(53)	18.9% (10)	20.8% (11)	9.4% (5)	-	-
教職大学院(54)	72.2% (39)	70.4% (38)	16.7% (9)	25.9% (14)	13.0% (7)
その他(30)	73.3% (22)	60.0% (18)	16.7% (5)	33.3% (10)	20.0% (6)
計(191)	59.2% (113)	56.5% (108)	20.4% (39)	23.6% (45)	13.1% (25)

※括弧内の数字は専攻数を表す。
 ※募集停止中の専攻を含む。

図7・学び直しを行うための必要要件

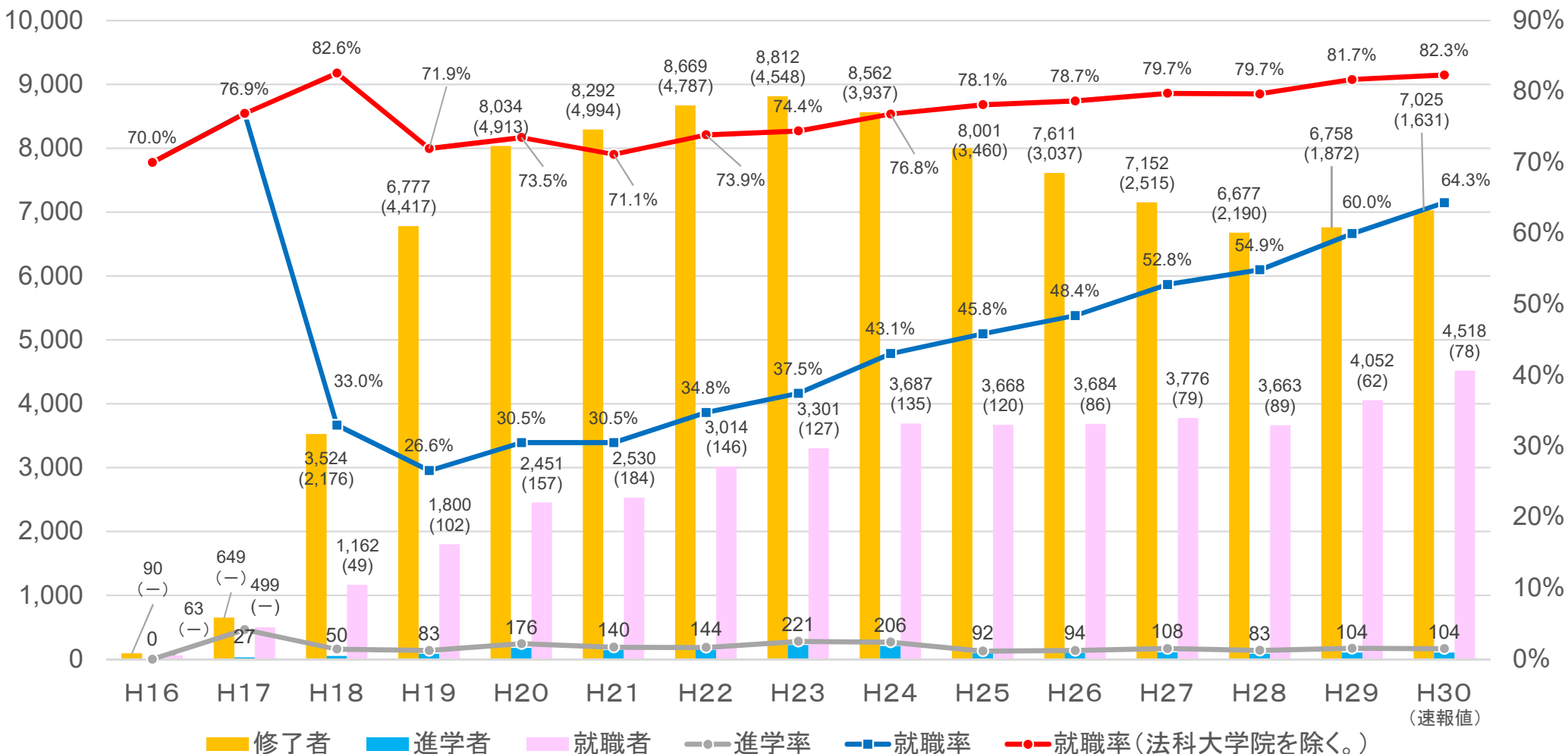
- 社会人教育未経験者を対象にアンケートを実施。その中で、学び直しに関心がある者による回答。
- 全体としては「インターネットなどによる授業ができるシステムの整備」「授業料等の免除や奨学金等の充実」が上位。
- 「授業料の免除や奨学金等の充実」は35歳以上の層の方が高い傾向。
- 「土日祝日、長期休暇などでの開講」は他の年代層に比べ、25歳以上40歳未満の割合が高い傾向。



出典：文部科学省「社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究」

図8・専門職大学院修了者数、進学者数及び就職者数の推移(全体)(5月時点)

- 専門職大学院は平成16年度に初めて修了者が出て以降、就職者数と割合は増加傾向にある。
- 法科大学院修了者は数が多く、また、試験準備等で就職者とならない割合が高いため、参考として括弧内に示している。近年は法科大学院修了者の減少が進み、また、専門職大学院全体の就職率が6割を超えるようになっている。
- 平成30年度の速報値では、専門職大学院全体での就職者数は約6割、修了者数の23%が法科大学院修了者であり、これを除いた就職率は8割を超える。



(注)・就職者とは、給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いた者をいう。また、有職者も就職者にカウントしている。(出典:文部科学省「学校基本調査」)
 ・括弧内の数値は、参考として法科大学院における該当者の数を示す。

図9・年度別教員数推移

※文部科学省調べ ※平成30年度の法科大学院教員数については調査未了のため「-」としている。
 ※法科大学院については実務家教員の博士学位取得状況について調査を行っていないため、「-」としている。

	平成28年度						平成29年度						平成30年度					
	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率	実務家教員の博士学位取得状況 人数(割合)	専任教員うちダブルカウント教員数	ダブルカウント教員比率	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率	実務家教員の博士学位取得状況 人数(割合)	専任教員うちダブルカウント教員数	ダブルカウント教員比率	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率	実務家教員の博士学位取得状況 人数(割合)	専任教員うちダブルカウント教員数	ダブルカウント教員比率
ビジネス・MOT	611	347	56.8%	110 (31.7%)	125	20.5%	627	371	59.2%	119 (32.1%)	122	19.5%	636	368	57.9%	138 (37.5%)	127	20.0%
会計	190	82	43.2%	11 (13.4%)	50	26.3%	183	81	44.3%	12 (14.8%)	47	25.7%	169	76	45.0%	12 (15.8%)	47	27.8%
公共政策	114	41	36.0%	13 (31.7%)	47	41.2%	106	37	34.9%	11 (29.7%)	48	45.3%	106	37	34.9%	12 (32.4%)	48	45.3%
公衆衛生	73	25	34.2%	27 (108.0%)	50	68.5%	90	34	37.8%	30 (88.2%)	47	52.2%	90	36	40.0%	33 (91.7%)	64	71.1%
知的財産	35	26	74.3%	6 (23.1%)	5	14.3%	17	16	94.1%	3 (18.8%)	0	0.0%	12	11	91.7%	2 (18.2%)	0	0.0%
臨床心理	51	24	47.1%	9 (37.5%)	14	27.5%	51	24	47.1%	9 (37.5%)	17	33.3%	52	23	44.2%	10 (43.5%)	20	38.5%
その他	242	121	50.0%	30 (24.8%)	4	1.7%	272	141	51.8%	35 (24.8%)	5	1.8%	276	137	49.6%	34 (24.8%)	5	1.8%
法科大学院	1,331	430	32.3%	-	284	21.3%	1,128	350	31.0%	-	300	26.6%	-	-	-	-	-	-
教職大学院	735	341	46.4%	21 (6.2%)	117	15.9%	882	410	46.5%	18 (4.4%)	134	15.2%	913	430	47.1%	22 (5.1%)	161	17.6%
合計	3,382	1,437	42.5%	227 (22.5%)	696	20.6%	3,356	1,464	43.6%	237 (21.3%)	720	21.5%	-	-	-	263 (23.5%)	-	-
合計 (法科・教職除く)	1,316	666	50.6%	206 (30.9%)	295	22.4%	1,346	704	52.3%	219 (31.1%)	286	21.2%	1,341	688	51.3%	241 (35.0%)	311	23.2%

25

図10・国内の認証評価機関による認証評価を受けている専門職大学院

専門職大学院は、教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣から認証を受けた**認証評価機関の評価（5年以内ごと）を受けなければならない。**（学校教育法第109条第3項、学校教育法施行令第40条）

専門職大学院に対する認証評価は、専門職大学院の教育水準の向上に資するべく行われるものであり、認証評価機関は、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況の評価を実施する
 評価項目としては、教育課程、教員組織のほか、成績評価、修了認定、入学者選抜、管理運営、施設設備、図書等が設けられている

	H25			H26			H27			H28			H29		
	受審数	適合数	不適合数	受審数	適合数	不適合数	受審数	適合数	不適合数	受審数	適合数	不適合数	受審数	適合数	不適合数
ビジネス・MOT	14	14	0	7	6	1	8	7	1	1	1	0	2	2	0
会計	7	7	0	5	4	1	2	2	0	-	-	-	-	-	-
公共政策	2	2	0	1	1	0	2	2	0	1	1	0	1	1	0
公衆衛生	2	2	0	-	-	-	1	1	0	1	1	0	-	-	-
知的財産	1	1	0	2	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臨床心理	1	1	0	1	1	0	1	1	0	3	3	0	-	-	-
法科大学院	37	27	7	7	4	3	1	1	0	2	2	0	13	10	3
教職大学院	3	3	0	-	-	-	10	10	0	5	5	0	9	9	0
ファッション・ビジネス	-	-	-	-	-	-	2	2	0	-	-	-	-	-	-
ビューティービジネス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0
情報、創造技術、原子力	1	1	0	2	2	0	1	1	0	-	-	-	1	1	0
助産	1	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
環境・造園	1	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学校教育	-	-	-	-	-	-	1	0	1	-	-	-	-	-	-
福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0
グローバルコミュニケーション	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0
デジタルコンテンツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0
計	70	60	7	25	20	5	29	27	2	13	13	0	30	27	3

※文部科学省調べ ※追評価を除く ※H25の法科大学院については3専攻が保留との評価を受けている。 26

専門実践教育訓練給付金の概要

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「**専門実践教育訓練給付金**」及び「**教育訓練支援給付金**」を創設し、**中長期的なキャリアアップを支援**

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の50%(上限年間40万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

指定要件の一つとして「**認証評価(機関別評価及び専門職大学院評価)において適合相当**」がある。

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(平成33年度末までの暫定措置)

専門実践教育訓練の指定講座について

指定講座数:2,133講座(平成30年4月指定分含む)

* 累計新規指定講座数 2,765講座(平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数)

①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程

講座数:1,180講座
例)看護師、介護福祉士等

②専修学校の職業実践専門課程

講座数:742講座
例)商業実務 経理・簿記等

③専門職学位課程

講座数:77講座
例) MBA、MOT等

④大学等の職業実践力育成プログラム

講座数:94講座
例) 特別の課程(工学・工業)等

⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

講座数:24講座
例)シスコ技術者認定CCNP、情報処理安全確保支援士等

⑥第四次産業革命スキル習得講座

講座数:16講座
例) クラウド・IoT 等

- 第3類型（専門職大学院の課程）については、受講者に占める在職者の割合が極めて高いことから、訓練修了後の雇用保険適用就職率等の指標をもって訓練効果を評価することが困難。
このため、訓練受講と中長期的キャリア形成との結びつきを強化し、また、その訓練効果を評価するための仕組みを整備するとともに、得られた評価結果については講座の指定にも反映することが適当ではないか。
- 具体的には、専門職大学院の課程について、現行、指定講座運営機関に課している情報開示の仕組みを活かし、**修了者の一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等の、訓練効果に関わるより具体的情報公開を促進する**こととしてはどうか。
- これに加え、
 - ・ **キャリアアップのために必要かつ有効な教育訓練を選択するための訓練前キャリアコンサルティングを受けることを、在職者についても必須とすること**（※現行制度上、在職者については事業主の受講承認をもって代替することも可。）
 - ・ 訓練修了後、**訓練受講の効果等についての報告を、給付の要件とする**仕組みを設けること
について検討を行うとともに、
 - ・ 修了後の職務内容や職位等の観点からの**キャリアアップの実態や、それに対する訓練受講の貢献度**（受給者の自己認識）**等についてアンケート調査を通じ、継続的に把握**することとしてはどうか。
- 上記についての具体的な検討結果も踏まえつつ、**これらの取組を通じて把握された講座ごとの訓練効果を、講座の再指定要件に位置づける**こととしてはどうか。

図13・国外のビジネススクールに関する認証評価機関の概要

・ビジネススクールに関する主な国外の認証評価機関から認証を受けている我が国のビジネススクールはわずか数校である。

MBAにおける認知度の高い評価機関

名称 (正式名称)	AACSB (the Association to Advance Collegiate Schools of Business)	EFMD (the European Foundation for Management Development)	AMBA (the Association of MBAs)
本部所在地	米国、フロリダ州タンパ	ベルギー、ブリュッセル	英国、ロンドン
設立年	1916年	1972年	1967年
加盟団体数	100か国・地域、1,600超の教育 機関等	88か国900超の教育機関等	70か国以上240超のビジネス スクール
認証を取得した 学校数	816校(53の国・地域)	【EQUISの認証を受けた学校数】 176校(42か国) (EQUIS:EFMDが実施する、大学等の 組織・機関を対象とした認証) (この他、EPASがある)	240校超(70か国以上)
海外の主な 認証取得校	ハーバード大学(米国) ロンドンビジネススクール(英国) INSEAD(フランス) 上海交通大学(中国)	オックスフォード大学(英国) ロンドンビジネススクール(英国) INSEAD(フランス) 上海交通大学(中国)	オックスフォード大学(英国) ロンドンビジネススクール(英国) INSEAD(フランス) 上海交通大学(中国)
日本国内の 認証取得大学院	慶應義塾大学※ 名古屋商科大学※ 立命館アジア太平洋大学※ 国際大学※	【EQUIS】 慶應義塾大学※ 【EPAS】 明治大学	名古屋商科大学※

※専門職大学院ではない。